

第二十八回国会 衆議院 建設委員會 會議録 第二十二号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 大高 康君 理事 萩野 豊平君

理事 久野 忠治君 理事 前田榮之助君

理事 三鍋 義三君

逢澤 寛君 池田 清志君

藤澤 雄次君 徳安 實藏君

馬場 元治君 廣瀬 正雄君

堀川 恭平君 山口 好一君

井谷 正吉君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局長) 尾村 偉久君

建設事務官(計局局長) 町田 稔君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

衛生局環境衛生課長 志村 清一君

建設事務官(計局局長) 岩井 四郎君

建設技官(計局局長) 山口 乾治君

建設技官(計局局長) 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

三月二十八日

委員井手以誠君及び中島巖君辭任につき、その補欠として下川儀太郎君及び松原喜之次君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員河野金昇君辭任につき、その補欠として逢澤寛君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員逢澤寛君辭任につき、その補欠として松村謙三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松村謙三君辭任につき、その補欠として逢澤寛君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日

神代川河川改修に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第二四六八号)

同月三十一日

一級国道十九号線整備促進に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二五九〇号)

国道二十二号線一宮、名古屋間補助道路新設に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二五九一号)

美浜町西海岸侵食対策事業促進等に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二五九二号)

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

同月三十一日

出頭要求の件

下水道法案(内閣提出第一四六号)

○西村委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りをいたします。先ほどの理事会において御相談、御決定を願ったのでありますが、東京―名古屋間高速自動車道に関する件並びに都内高速道路整備計画につきまして、参考人の出頭を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議はございませんか。

○西村委員長 御異議ないと思えます。なおその人選、日時につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 御異議ないと思えます。

○西村委員長 次に下水道法案を議題とし、前会に引き続き審査を進めます。質疑の通告がありますからこれを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 下水道法について引き続き御質問を申し上げますが、下水道法の中で、いわゆる従来の下水道すなわち都市下水路と、この法の適用外にあるところの河川、水路、こういうものとの関連でございます。これがもし水害等災害をこうむった場合において、災害国庫負担法その他の災害救助に関する処置であります。この都市下水路と、都市下水路を含まないところの都市における河川、水路、こういうものについていかなる区分を考へられておるか、また災害復旧についてはどういふ区別を行うのか、こういう点をこの際明確にしたいと思つたので、この点を御説明をお願いしたいと思います。

○前田(榮)委員 都市下水路に指定されたものが災害にかかりました場合には、災害国庫負担法の適用がございませぬ。都市下水路に指定されないうち、いわゆる普通河川等が災害を受けた場合には、災害国庫負担法による災害復旧の負担があるものと考へております。

○前田(榮)委員 公共下水道については、災害についてはいかなる処置をされるのか。今災害国庫負担法の適用を受けない都市下水路、こういうものと関連性はどういうようになるのか御説明願いたい。

○町田政府委員 公共下水道及び都市下水路等が災害を受けた場合には、特にこの下水道法ではこれに対して復旧費の補助をするということが規定いたしてございませぬが、従来から予算によりまして予算補助をいたしておりました。この予算補助は、今後災害を受けた公共下水道及び都市下水路には継続して実施をして参りたいと思つております。

○前田(榮)委員 そういふことは法律の建前に立ちますと、非常に不公平な処置になると私は思うのであります。大体こういうようなものに対する災害については、もちろんいかなる災害にあつても政府はそういうものは知らないうち、承知いたしておりますが、やはり災害についてはそれぞれの法文において、いろいろ一定の限度が明らかになつておるの法律の建前だと思つたのであります。何ゆゑにかやうな立法を考へられたか、この立案に當つての考へ方を一つこの際明らかにしたい。

○町田政府委員 都市下水路及び公共下水道が災害を受けた場合の復旧費の負担につきましては、実は災害に関する国庫負担法改正の際に、そちらの方に規定するといふように希望をいたしまして、財務当局とも折衝をいたして参つたのでございますが、まだこの点

は負担法の改正について決定をしておられないという実情でございます。

○前田(榮)委員 そういたしますと、法的措置を行うべきである、行う意思を持っておる、下水道法では直ちに今規定をしてはならないけれども、その災害に対する法的措置は行わなければならないものであつて、行う意思を持っておるということだけは明らかだと解釈して間違ひございませんか。

○町田政府委員 下水道関係は主管しております建設省及び厚生省として、そういうように希望をいたしております。

○前田(榮)委員 それでは次に移りますが、下水道のいわゆる費用の問題であります。先般もお尋ね申し上げたのですけれども、この法律を適用いたしまして、しかもこれを積極的に近代化することになりますならば、相当な費用を必要とすることは明らかな問題でありまして、従つてそれが国民にどういふはね返りになってくるか、これが問題であらうと思つております。この問題は国民に直接負担になる問題と、地方財政に及ぼす問題と、それから国庫が負担すべき負担の増大になる問題と、三点になると思つております。われわれ立法にあずかつておる者といつたしましては、ことに国民負担が将来いかになるかという見通しをつけなければ、この立法に當つて決定し兼ねる点があるものであります。従つてこの際この立法が三十三年度にはどの程度になるか。三十三年度には、この法律が施行されましたも国民負担にはどう影響しない、大体そうだろうと思つておるのですが、そう大した問題になるほどのことにはならないと思

うのでありますが、三十四年度、五年間の将来について、受益者負担の形になるか、いずれの負担の形になるか知りませんけれども、そういう点に對しての見通しを一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 下水道事業の国、地方及び各使用者の負担の割合の問題についての御質問でございますが、非常に大ざっぱに申しまして、われわれは国の補助が事業費の三分の一、それから地方の負担が三分の一、それから使用者が大体使用料で他の三分の一を負担をするというように考へております。それで現在の実情はどうかと申しますと、国の補助が地方の下水を作り

たいという要望に沿つた程度にまで至つておりませんので、地方が単独にやっております事業がかなり多いのでござい

ます。三十一年度におきましては国の補助は全部で五億ございまして、三十三年度におきましてはこれが約倍になりまして、屎尿処理等も含めまして十億になっておりますが、それにいたしまして、きつめて国の補助はわずかにございまして、これに對しまして三十三年度におきましては、地方債として一億四十億程度の事業起債のワケを認め

てくれておりますし、それに地方での単独費のつぎ込み等を考えますと、大抵三十三年度は六十億程度の事業がございと思つております。これは三十三年度におきまして、すべてを含めまして下水道事業が大体三十五億程度でございまして、これはもっとも屎尿処理関係を含んでおりません。それから比

べますと、一億三十三年度は倍近くの事業がございと思つておりますが、この三十三年度の事業のうち四十億程度

が起債でございしますので、この起債に對する償還は使用料をもつてまかなうということになると思ひます。そこで先刻申し上げましたように、全体の事業費の三分の一程度を今後使用料で徴収して参りますと、最高におきまして一カ月当り約二百円程度の使用料を支払うことが必要になってくるのではないかと、こういうふうに考へております。この割合は将来にわたつて特に増高していくというようなことはないと思つております。

○前田(榮)委員 今御説明になりました三十三年度の六十億というのは国の費用だけですね。

○町田政府委員 このうち国庫補助が十億、それから地方債が四十億、それで五十億でございまして、それ以外に地方が自己の単独の費用を従来例から見ますと十億程度つぎ込みます。それで、六十億で全国の下水道事業を行う、こういうこととございまして。

○前田(榮)委員 この地方債の問題は、やはり地方市民の負担が残るので、いろいろ問題点があると思ひます。これは後ほど地方行政との連合審査のときにもう少し詳しく伺ひますことといたします。ただこの法律を見ますと、たとえば第二十一条の水質試験場等は、近代的な設備といたしましては相当なものを作られるのではな

いかと思つております。それをこの法律で常時検査をやるように規定をいたしますと、費用等についても相当の負担を予想しなければならぬと思ふのでありますが、これらに對するとこの補助等はどうかというようにお考えになっていただけますか。

○町田政府委員 水質検査に要する費用は、維持管理費の中に含まれるものと考えられてございまして、維持管理費は使用料をもつてまかなうことができる、こういうふうに考へております。

○前田(榮)委員 その維持管理費を含めて一カ月二百円と御説明になっておりますのですか。

○町田政府委員 さうでございます。

○前田(榮)委員 その次に、これはやはり費用と将来関連すると思ふのであります。全国的都市における下水道の改良計画、こういうものを今までいろいろお考えになつておられるように聞いています。たゞは道路のとき、あるいは十カ年計画といひ、五カ年計画といひ、いろいろ計画を立てられて、建設省のされる仕事は住宅であるが、河川改修であるが、大抵において一府の計画を立てられておるが、最近、町村合併によつてところの、いわゆる市制のしかれておるところが非常にふえて参りまして、従つてこれらに對するとところの設備は急速にやらなければならぬと思ふのであります。これに對してどういうふうに計画を進めようと思つておられるのか、計画がありましますなら、また計画を立てようとお考えになるなら、一つそのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 下水道事業につきましては、計画局におきまして下水道事業の今後の十年に關する見通しを一応立てまして、各地方の行政指導の目標といたしております。これらの計画は、実はまだ省議の決定をすとか、あるいは閣議で御決定いただくというほどに固まつておりませんが、下水道

事業を今後大いに促進して参りますためには、それに所要の財源等につきましても確たる見通しを立てておく必要がございまして、内容を今後十分検討いたしまして、適当な時期には閣議決定等にもしていただいて促進をはかつて参りたいと思つております。ただその内容を十分固めますためにも、法律が新たに定まらして、使用料等についての規定が法律的に確定いたしましたことが必要でございまして、新しい法律が幸いに御可決いただけますならば、それとあわせて確たる計画も立てて推進をいたして参りたい、こういうふうに考へております。

○三鋼委員 関連質問。これはあとで大臣にお尋ねしたいと思つておつたのですが、建築基準法の三十一條の現規定の「汚物処理の設備を有する下水道を利用することが出来る区域内」、これが今度は改正法案によりまして、下水道法第二條第七号に規定する処理区域ということになりまして、必然的に、この場合に組み取り式のものはやつていけないというふうな規定されておるわけなんです。ここに一つ私は大きな問題があると思つております。相当の費用がこの設備のためにかかると思ふのでありますが、五カ市なんかでは二千万から五千万程度の補助をしておるようでありまして、また建設資金の貸付も行なつておるようでありまして、それをもつては私はこの水洗便所に切りかえるのに、とてもスズメの涙とも言われぬぐらいな程度のものではないかと思ふのです。大体改良水洗便所にするために家庭の台所の汚水あるいは浴場の排水あるいは尿尿、こういったものを根幹の下水道まで導く費用、こ

これはどれくらいかかるのですか。

「大島委員長代理退席、委員長着席」

○尾村政府委員 大体東京の例を申し上げますと、普通の家庭で従来のくみ取りの主として処理槽、つぼでございしますが、これを改善して、それから普通の家庭汚水もまぜまして、主としてふる場それから手洗い水、台所の用水、いろいろと合せて公共の下水道につなぐ、平均いたしまして、大体一坪当り一万二千円程度でございします。この程度が従来実績でございします。それに対して、東京の場合には大体四分の一ないし三分の一を公共団体自身が負担をいたしておった、大体さうな状況でございします。

○三綱委員 そうですか。この水道協会の下水道特集号、これによりますと、私はちょっと読んで見たのですが、三十五万円はどかかるということを言っているのですが、だいたい開きがあるように思っています。

○尾村政府委員 ただいまのお話は、公共の下水道に水で尿の形のまま流すのではなくて、いわゆる個人の浄化槽を作りまして、どこへでも流している状況にする、すなわち終末処理場を各戸につける、三十万円ないし三十五万円というのはこういう形であります。

○三綱委員 ところがこれを見ますと、くみ取り便所としてはならないと規定されております。そうすると今のところでは一万数千、それぐらいだったら各個人の家といたしまして、少し無理をすればできないことがないというところも考えられるのでありますが、家庭によってはそれでも非常に負担が

重いついたような場合、これに対する処置を實際これを推進していく上においてどのように考えておられるか、これを伺したいと思います。

○尾村政府委員 現在までもそうでございしたことが、今後、ただいまのところでは国庫補助は一応予定してありませんので、従来通り、できまです都市については、できるだけ都市が一部の補助は、家庭の状況によりまして一律でなく、さうなふうにしてもらいたい、これを希望をいたしておるわけでございます。なお東京都が一番促進の実績を持っておりませんが、東京都の場合にはその場合でも若干の猶予期間を置きまして、いきなりその地域にはもう糞便収集車が回さぬということとは非常に困難でございします。これは家屋の所有主との関連、それから生活保護を受けているような者が非常に入っているような場合には、改造が非常に困難でございします。そういう場合にはやむを得ず、ごく少数であります。地区に残った場合には、尿尿の収集を人にあまり迷惑をかけぬように、最近では真空掃除車というのを創設しております。これで迷惑にならぬように当分は収集して浄化槽等を持っていく、これはある経過期間だけを考えて、逐次機会を見てそういうものは変えていく、かような方法をとっておるわけであり

○三綱委員 少し法律の字句にこだわりの過ぎるように思うのですが、くみ取り便所としてはならない、こう規定してある以上は、やはりいろいろの改造に對するところの思いやりのある財源処置というものがほんとうになされな

いと、本法案の第一条の目的に沿わないのではないかと、私はこのように考えます。これは便所の水洗化の整備計画というものの、ぜひこの法律にうたわなければならぬ重要な点だと思つてあります。ただいまの御説明によりまして、将来切りかえていく、こういうふうに御答弁を願ったのでございします。ただいまの御説明でほんとうは納得はいきませんけれども、これはどこまで政府が力を入れてやろうとする法改正をしようとするときには、こういった問題ももう少し力を入れていただかなければならぬ点ではないかと思つてあります。財源の關係もあるからやむを得ないと思つておりますが、こういう点につきましては、この改正法律案ができ上った後においても、当局といたされましても十分この実質的の効果と、その目的を達成するための財源処置というものを今後考えていただきたい、このように考えております。

○前田(榮)委員 十カ年計画というものを一応前にお作りになったように聞いているのですが、この新しい下水道法を制定するということによって、前にお作りになった十カ年計画というものはもう用をなさなくなつて、新しくせなければならぬということではないかと思つておりますが、いづろさういふ計画を進めて、どんなにやめていくかというところを、もう少し何か具体的なもの、説明ができればこの際においていた

○岩井説明員 わが国の下水道の現状は、大体現在市街地面積に對しまして下水道の敷設されている区域は約一〇二%であるのでございします。その下水

道と申しけすのは、ここで申し上げます公共下水道であります。それで私の方で今考えております十カ年計画としましては、この公共下水道が今後十カ年間に於いて、十カ年後の市街地面積の約二五%まで整備されるように持っていく、その他水路の方の整備もやはり市街地面積の約一八%整備される、合せて十カ年後の市街地面積の四三%が公共下水道なりあるいは都市下水路によつて整備されるように考えておるわけでありまして、これに要します費用は、初めの方に申しました公共下水道としましては大体千二百六十億、それから水路關係が七百四十億になつております。このほか、これは厚生省の方で五カ年計画を立てておられておるわけでありまして、この厚生省の御計画によりまして、五カ年計画で処理場が約百八十億ほど計上されております。大体こういうような計画を持っております。

○前田(榮)委員 どうも建設省の何カ年計画というものは、あまり当てにならないように思つておるのですが、私がさういふことを言うのは、糧當を欠くようにも思いますが、今の説明によりまして、大体公共下水道が十カ年で千二百六十億、それからその他の下水路が七百四十億という、二千億ですが、そうすると十カ年でさういふものを行うことになりまして、一カ年に二百億という算用になるのですが、どうなんですか、今局長の、国、地方、受益者の三つの負担からいっても、非常に輕微なように言われたのですが、そのことはどういふ關係なんですか。

○町田政府委員 御指摘のように、十カ年計画で立てた一カ年当りの所要経

費二百億と比べますと、三十年度六十億の事業費は、きわめて少ないのでございまして、これは計画の趣旨に沿わないこと、はなはだ遠いと思つて、実は計画自体は、その目標としては決して過大ではないように考えております。この十カ年計画が完成いたしましたら、改良下水道は市街地面積の二五%にしか普及しないという状況でございします。私たちが今後せめて十カ年後には目標に達するように極力努力をいたしたい、こういうふうに思つております。

○前田(榮)委員 それは努力してもらわなければ大へんことになるのですから、極力努力してもらわなければならぬと思つておりますけれども、私たちが考へては、近代都市の下水路というのは画期的なものでなければならぬといふことから、十カ年におけるところの二千億円なんといふものは、さう大して多い額だとは私は考へておらないのです。しかしながら、ただこの額を將來受益者の形で、国が法律である意味の強制をするならば、強制する方に適當な負担をするといふことでなしに強制すること自体は、非常に無理があるものであります。ただ受益者は自分で受益するのであるから、また自分個人の生活環境をよくするのであるから、当然負担することもわれわれは努力せねばならぬと思つておりますけれども、しかし国が強制するものについて責任を持って、その負担をできるだけ多くして、国民の負担の輕減をはかるべきであらうと思つております。従つて私はこの際、公共下水道やその他の問題に對する補助といふものは、ただ単に政令で定めるといふことでなし



ただいま御指摘の通りであります。

まず第一に道路の舗装との関係でございますが、従来下水道に関する事業費が少なかった関係で、下水道の必要となるに對しては下水道を敷設することができず、舗装を先にしてしまふというふうなことも多くあつたわけでございますが、これらの不経済な事業のやり方を是正いたして参りました。めには、舗装いたします前に下水道を埋設しておくことがぜひとも必要であります。それには必要な事業費の確保が何よりも先決でございますが、下水道事業については大いに事業費を確保していくということがまず第一に喫緊のことだと思つてございいます。

次にせつかく下水道等を地下に埋設する際に、舗装道あるいは道路を掘るわけでございますが、その際に電線、電燈、ガス等の工事を同時に施行することがきわめて望ましいのでございまして、問題といたしましては共同溝の問題がございまして、こういうものを同じパイプの中に入れるような施設をすることがきわめて必要でございします。ただ下水道の場合にはこれは自然流下を考えなければならぬのでございまして、自然に勾配のついたところに下水を計画していくことが必要でありまして、共同溝を作り出す場合には、必ずしもそういたしますことが他の施設にとつては経済ではありませんで、下水の問題はすべて共同溝で解決するわけには参りませんが、場所によりましては共同溝に下水を入れて同時に施行していくことも可能な場所もありますので、今後はそういう可能な場所につきましては共同溝をも同時に考へて参りたい、こういうふうに考へて

おります。

なお地方庁に地下埋設物に関して総合的な、今御指摘になりましたような連絡を作らせるために、将来協議会等を設けて事業施行の適正を期していくというふうに指導して参りたい、こういうふうに考へております。

○三鋼委員 ただいま御答弁を願つたのでありますが、一応構想としてのお考えは妥当であると思ひます。しかし要はこうしたい、あつたと思つておつたつて、結局予算がなければそれが実現できないのであります。こういう点を総合的に考へまして相当の予算をこれに導入をしない、非常なむだなところへ大きくかけなければならぬ、こういうことを心配するのであります。先ほど申し上げたように、一番優先的になさるべきものは下水道であるという観点から、この考え方をしっかりと腹に持つて計画を進めていかないと、過日の委員会におきまして道路行政に對していろいろ御質問申し上げたのであります。私たちが都内において道路の補修改裝の工事を見ましても、長い間かかつて、そして交通上不便を感じておつて、どうやらこうやらでき上つたと思つたその次の瞬間においてまたその道路が破壊されているという、こういう現実を目のあたりに見せられて、私は都民が一体これをどう考へているのか、こういうことを考へましたときに、やはり政治に携わる者といつたしまして大きな責任を感じざるを得ないのであります。これを局長さんにお尋ねしたつて御無理かと思つただけけれども、いずれまた私は大臣に、こういう面について

もう少し真剣に道路行政と取り組まらるべきではないかとたゞしたいと考へるのであります。この問題について局長さんはどのようにお考へになっておるか、もう一ぺん御説明願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 ただいま御意見のありましたことはまことにございまして、私も全く同感でございします。ことに今後下水道がだんだん促進されて参りますと、ますます道路との関連が深くなつて参りますので、その施行に對しましては道路の舗装してない部分、近く舗装をする部分等につきましまして優先的に実施するようにいたしたいと思ひます。今回の法律におきましてもその点を考へまして、下水道事業を認可いたします際には都市計画の決定とか、都市計画事業の実施等を十分勘案して認可を進めるといふことにいたしてございしますが、それもただいま御指摘のありましたような御趣旨に沿つて規定いたしていただくといふうに行政上注意をして参りたい、こういうふうに考へております。

○三鋼委員 どうも都市計画事業といつたしましても、こういった庁機關の連絡が不十分だと思ひます。それで局長さんに伺ひます。住宅公団は新しい市街地を造成されつゝあるわけですが、これに對しまして、今申し上げたような下水道、道路、住宅といったこの順序がしっかりと確保されて計画されておるかどうか、この実施状況を御説明願ひたい。

○町田政府委員 私、住宅公団の宅地造成の關係しか実は十分知らないのですが、下水道を事業の中に入れておられ

て、新しい宅地には下水道が敷設されるように実施いたしております。

○三鋼委員 それは徹底しておりますか。

○町田政府委員 新しい宅地造成には全部そういうふうにして参っております。

○前田(榮)委員 最後の一つお尋ね申し上げたいのは訴訟の問題であります。この四十三条で異議の申し立てができるようになっております。これは当該処分があつた日から三十日とありますが、普通これは六十日くらいです。訴訟法の第何条であつたかについてと思ひますが、それはどういふ理由に基いて三十日という標準を立てたか。また訴訟をしないで行政訴訟ができるかどうか、そういう点を明らかにしていただきたいと思います。

○町田政府委員 四十三条で、ただいまお話のありましたように三十日となつておりますが、これは異議の申し立てについての規定でありまして、実は下水道法では異議の申し立てを認めておりますが、訴訟は認めておりません。それで異議の申し立てをした後なお不服のある者は、行政事件訴訟特別法で訴訟するということになるわけでございます。特に訴訟を認めなかつた理由といたしましては、訴訟法によりまして、訴訟は直接上級行政庁に訴願することになつておりますので、下水道法に關しましては、下水道工事の直接上級行政庁がございませんで、直ちに訴訟するということにはいたしておるのでございします。なおこの三十日についての例は、たとえば都市公団法等におきましても同じようになつております。

○前田(榮)委員 それはやはり公益事業であるというので、訴訟の道を開いておらぬということですか。

○町田政府委員 下水道の管理事務は各市町村の固有事務でありまして、それに対しては大体直接上級行政庁というものがある。それで異議の申し立ては処分をした庁に對していたすことができませんけれども、訴訟の場合には直接上級の行政庁にやるわけでございます。それがございませんで訴訟が認められない、こういうことでございます。

○前田(榮)委員 最後にも一つお尋ね申し上げておきたいのですが、今三鋼君からいろいろ下水道工事と道路改修關係との関連についての御質問があつたわけなんです。この問題について今御答弁によりまして、地方にいろいろ協議会的な横の連絡をするようにしたいということでありまして、これはきわめて適切なやり方だと思ひますが、地方でやるというところは、中央でそういうことが模範的に行われ、まず右へならへというふうに指導すべきであらうと思つております。

そういう点で、水道は十カ年計画というふうなことであらうとし、道路は自動車発展に伴ひまして、計画に十カ年計画をむしろ五カ年計画に縮めるといふ傾向なんです。今三鋼君からの御説明もありましたように、水道が先行すべきであるというのにもかかわらず、その方がややともすると計画があとになる。少くともこの工事をやる場合におけるところの方法は、いろいろないわゆる施工について連絡上うまくやるといつたしましても、一応水道計画というものを都市に早く立てさせる。そう



すると従って水道の工事を行わなくとも、水道の計画はこの線はこういふようになるのだということが明確になりますと、その線に沿うたところの道路計画というものも考えられる。先行すべきだ、こうすることに相なるうと思ふのであります。従つてそういうことを考へてみますと、中央において厚生省やあるいは建設省の河川関係、道路関係というようなものと合せたところの、すべての総合的ないわゆる機関が必要ではないと思ふのです。そういうことについて、建設省内においては省議等において連絡はなされておると思ふ。なされておらなければ大へんだと思ふのであります。厚生省やその他の官庁との連絡というものについて、何か機関を必要とするのじゃないか。地方に必要と同時に中央において必要なんじゃないか。こういうことの一つ御方針を承わりたい。

もう一つ最後に、せつかく厚生省がおいでになつておりますからお尋ねするのですが、最終的な処理場は、厚生省の所管事務は当然衛生やその他の関係でそうなつてきたわけなんです、こういう下水道の関係というような近代的な一つのことは、やはり都市計画の上から、あるいは市街地の建設の上から、全面的に建設省に所管して一貫行政が行われるべきではないか。ただ衛生に關するところの水質検査というやうな医学、衛生等に關しましては厚生省が必要だと思ふのであります。こういう都市の建造物等については、もう建設省におまかせになる方がよいのではないか。おまかせになつたからといつて、建設省は横暴なことを私はしないと思ふ。やはり厚生省に合議す

べきものは合議して、近代的な都市に遺憾なからしめるようにされると思ふのですが、厚生省はその考えについて、一つ御所見を漏らしていただきたいと思ひます。

○田町政府委員 地方に連絡機関を設けると同様に、中央にも何らかの機関を設けて、各関係機関の事業に総合性を持たすべきではないかという御意見はまことにごもっともでございまして、十分検討いたして参りたいと思ひます。

○尾村政府委員 ただいまの下水道を行政の一元化でいくか、この終末処理のさしあたり一番中心問題である尿尿を中心とした衛生行政の方でその部分を横に一元化するかというやうな御趣旨のお尋ねと存じますが、現在下水道計画の、四十年で大都市は全部おやうな計画を進めておられて、従いましてこの水道計画が終つておりましたれば、水洗化も全部水による水洗化は可能になるというやうな状況は将来予測されているわけでございまして。ただ尿尿処理の方の計画、さらにその中に含まれております尿尿を中心とした終末処理計画では、いまだに都市人口の過半が残るやうなさしあたりの計画。終末処理はさしあたり目標のできる六十都市を、五年後に終末処理によりまして大体従来の約二百万の尿尿処理、下水による尿尿処理を合せまして千二百万がわが国で尿尿処理が下水によつて行われる、かやうな現在の目標でございまして、従つて残りのいわゆる地方、いなかで処理しているものを除きましても、まだ四千万人程度の尿尿処理が他の方法によつてこれを処理されなければならない。最近にお

きましては、衛生問題の中心が大体この尿尿処理を中心とした設備による予防措置ということに壁がなつて参りました。ほかの、患者中心に追いかけて回すということは大体行き詰りまして、もう処理そのものにあるということになつて参つた。従いましてこの下水による処理は、都市の美観それから文化生活というものを兼ねて、一番理想的な衛生処理でございまして、これを五年とか十年以内に全部下水処理によつて尿尿の衛生処理を完備するということとは、これはわが国で理想でございまして、これは莫大な費用とそれから土地その他の条件の整備が要するものでございまして、今建設省がお立てになつておられる下水計画の中で、尿尿処理がこれによつてできる最大限度を選びましてやつておられるわけであります。従いまして当分の間は、やはり同じくこの市民の尿尿処理を、ある部分は消化槽あるいは機械的なくみ取りによりまして極力文化的にやるけれども、最後はその他の処理によらざるを得ないという部分が大部分残りますので、当分の間はこれとらみ合せて移行できるものは移行するという観点で実はやつておられるわけでございまして。将来の基本方針としてはさやうには考へておられますが、当分の間はそれが実際に合うのではありませんか。かやうに両省でも話し合つて連絡を密にいたしておられます。なお連絡の協議会的なものが常設になれば、一層今のような計画を促進して、早く下水処理による尿尿処理を完了するということが望ましいことではないかと、これも省としては賛成してゐるわけでございまして。

○三鋼委員 先ほど総合計画について計画局長さんにお尋ねしたのでありますが、そのときにちよつと触れておりました上水道の関係です。これははずんずん便所あたりの水洗化が強く推し進められていくわけでありまして、上水道との関係、特に濁水期におけるこのこれに対するところの需要をどのやうに満たし得るかという問題、こういう点につきまして厚生省の立場から一つ御説明願ひたいと思ひます。

○尾村政府委員 大体上水道の一人当りの使用量の問題にかかつて参ります。水、水洗を一人一日約二十リットルの水を最小限度要するということになりまして、これから積算いたしますと、現在の上水道の、ごく特殊な工業都市は除きまして、一般的には二百リットルが倍近く、さういたしますと約四百リットル、それは市民全部が水洗化した場合です。従いまして上水道の工事計画といたしましてはトンスンなちち立方メートルを二人半、一人約四百リットルというところで将来計画を考へておられます、その計画からいいますと大体水洗化になりましても大丈夫、こういう計画を今、やはりこの点もかんがみまして立てておられるわけであります。

それから濁水期の問題でございまして、この濁水期の問題は水洗だけに限りません、実は今東京初め大都市の水源確保に非常に重大な問題でございまして、単なる姑息的手段ではできぬやうな都市もございまして。これはもうほかの工業その他日常生活自身にも困つておるわけですから、これは水道の基本な解決策として個々の市について水源の獲得にいろいろと努力いたしておるわけ

であります。この点は水洗便所ももちろん困ります。さやうな場合に、しかば水洗についてはもうくみ取りの便所をこわしてしまふわけでありまして、そうなる、あと困るわけでありまして。従来の例でございまして、幾つかの例がございまして、それが長期間続きますと、もう何ともならずにおちたまるとバケツの水でとにかく流す、かやうにせざるを得ない。小都市の例でございまして。あるいは専用下水道の例でございまして。それまでは一応あの中三日とか四日とかたためて、これに救急車を回しまして、濁水期といふことも二カ月も三カ月も断水するといふことはさうございまして、一時の応急措置は当然便法を講じなければならぬ、かやうに存じます。

○西村委員 本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時二十三分散会

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局